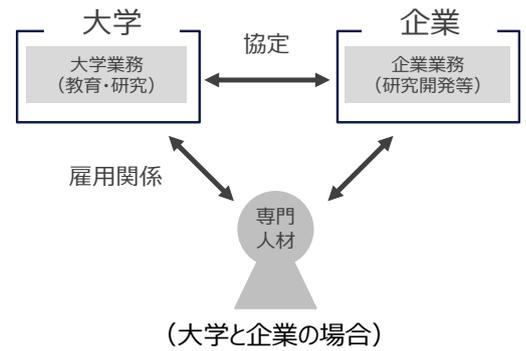


クロスアポイントメントって何？

クロスアポイントメント制度とは

研究者等が、複数の大学や公的研究機関、民間企業との間で、雇用契約を結び、活動を行うことを可能とする制度です。

本制度の活用により、研究者等が、組織の壁を越えて活躍することが可能になります。
このため、研究機関間での技術の橋渡し機能の強化も期待できます。



クロスアポイントメントのススメ

■ クロスアポイントメントを活用することのメリット

クロスアポイントメントを実施する研究者等と組織（大学等及び企業）間で締結する協定書等を作成する際に、双方で議論を行います。この議論を通じて、具体的な業務内容や実施時期・期間等について調整します。その結果として、研究者等の知を最大限活用する環境を整えることができます。

大学等 – 企業間でクロスアポイントメントを行う場合、クロスアポイントメントをする研究者等は出向先の身分を持つことで、出向先のリソースも最大限活用することができます。

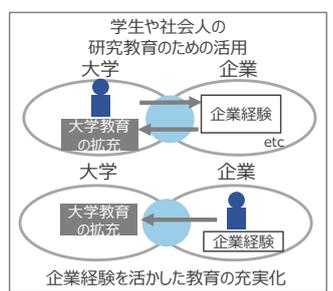
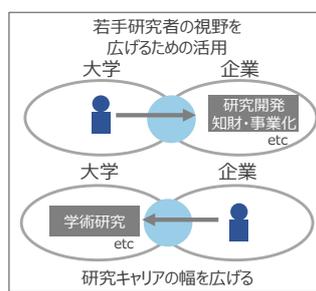
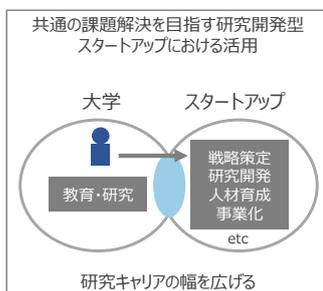
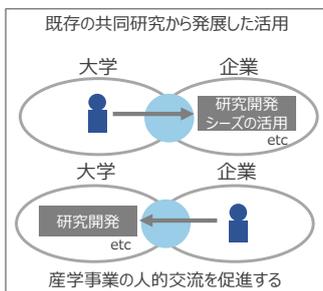
■ クロスアポイントメントの活用が期待されるスキーム事例

研究開発における活用

- 共同研究の信頼関係を維持した上で研究者等が大学等や企業に出向すること
- 大学研究者等が、研究開発型スタートアップで研究課題の解決や技術の社会実装を実施

人材育成における活用

- 若手研究者が視野を広げて将来のキャリアの幅を広げることが可能に
- 企業経験を積んだ研究者等が大学の教育に取り組むことで産学の視点を持った学生の人材育成に



クロスアポイントメントと兼業との違い

兼業とは、本業に支障がない業務内容・業務時間の範囲で兼業先の業務に従事することです。クロスアポイントメントの場合は組織間の協定のもとに業務内容や業務時間の調整ができる他、協定内容によっては両組織のリソースを相互活用することもできます。

(手続き方法や追補版の改定内容は裏面参照)

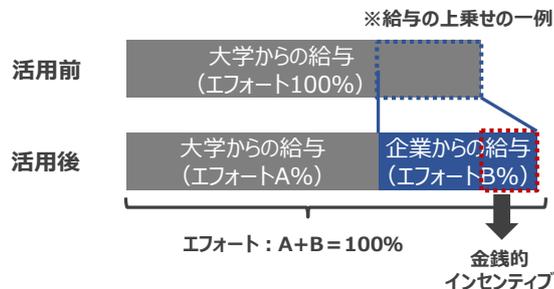
クロスアポイントメント をすすめるためには

研究者等の意欲向上に向けて

クロスアポイントメント実施に当たっては、以下のインセンティブを付与することが推奨されます

① 研究者等への給与額のインセンティブ

出向先で実施する業務内容等を査定
その結果、出向元機関の基本給与額を上回った場合、
差額を手当等で研究者等のインセンティブとして支給



(大学から企業へのクロスアポイントメントの場合)

② 研究者等の従事比率（エフォート）に応じた業務の調整

クロスアポイントメントをする研究者等の従事比率（エフォート）は、
出向先において増えた業務量に対して、出向元の業務を軽減

③ 研究者等のクロスアポイントメントの実績の評価

研究者等のクロスアポイントメントに係る業務も含めて実績を評価

必要な手続き

クロスアポイントメントの導入に必要な手続きは、規程の創設、協定の協議、制度運用です。

	大学等の調整	企業の調整
規程の創設	クロスアポイントメントに関する学内規定を創設し、組織間の協定書案を作成する。	-
協定の協議	組織間でクロスアポイントメントの目的や企業でのテーマ・従事内容に応じた期間、従事比率、身分（肩書き等）を調整して、クロスアポイントメントの協定内容を決める。	
制度運用	組織間協定に基づいて、労働契約を結ぶ。	組織間協定に基づいて、労働契約を結ぶ。

関連情報

クロスアポイントメント



詳細の資料はこちらからご覧ください。

経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/cross_appointment.html

文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00750.html

※「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点【追補版】」では、大学等－企業間におけるクロスアポイントメントをより促進することに主眼を置き、制度を利用する研究者等へのインセンティブ（混合給与の促進）や、制度導入に向けた手続きの明確化、労務・知財管理などの契約面における課題を整理しました。